

事 務 連 絡

平成20年6月20日

地 方 社 会 保 険 事 務 局

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

官報掲載事項の一部訂正について

平成20年3月5日付官報（号外第43号）等に掲載された平成20年度診療報酬改定に伴う関係省令及び告示について、別紙のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十年三月五日（号外第四十三号）公布厚生労働省令第二十七号（療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令等の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

二	上	一五	及び「	「
	下	一六	を削り	及び「老人医療」を削り
		五 終わりから一	という。）に改め	という。）」に改め
		四 終わりから一	第二十条第一項	第二十条第一項、第二十一条第四号

平成二十年三月五日（号外第四十三号）公布厚生労働告示第五十九号（診療報酬の算定方法を定める件）
（原稿誤り）

一七	上	一五	退院支援計画加算	退院支援計画作成加算
	下	二四	医師事務作業補助体制加算	医師事務作業補助体制加算（特定機能病院の病棟を除く。）
二六	下	八	医学管理等	医学管理等（区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料を除く。）
三七	上	六	、衛生検査技師等	等
三七	上	六	第2条第2項	第2条
九六	下	二 終わりから一	衛生技師等	等

平成二十年三月五日（号外第四十二号）公布厚生労働省告示第六十二号（基本診療料の施設基準等を定める件）
（原稿誤り）

二七八	上	終わりから七	当該病棟に	(1)のイに該当する病棟であつて、当該病棟に
二八三	下	五 終わりから一	看護職員	看護師
		四 終わりから一	看護職員	看護師
		三 終わりから一	看護職員	看護師
二八七	下	一四	除く。）については	除く。）については
二八九	下	一 終わりから一	入院入院基本料	入院基本料

平成二十年三月五日（号外第四十三号）公布厚生労働省告示第六十三号（特掲診療料の施設基準等を定める件）
（原稿誤り）

二九八	上	二一	バルーン・パンピング法	バルーンパンピング法
	下	二〇	医師又は歯科医師（放射線治療について、相当の経験を有するものに限る。）が一名以上配置されていること。	医師又は歯科医師が二名以上配置されており、うち一名以上は放射線治療について相当の経験を有するものであること。
三〇〇	下	二一	患者）	患者を除く。）
三〇三	上	九	脳血管疾患等の患者	脳血管疾患等の患者

平成二十年三月五日（号外第四十三号）公布厚生労働省告示第七十二号（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件）
（原稿誤り）

三〇九	下	終わりから七	揭示事項等	揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）
-----	---	--------	-------	-------------------------

平成二十年三月十九日（号外第五十五号）公布厚生労働省告示第百一号（委託検体検査の検査料の算定方法の一部を改正する件）
（原稿誤り）

一一二	上	終わりから八	「臨床検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」に、「第二条」を「第二条第二項」に、「検査に」	「検査に」
一一一	上	終わりから六	加え、第二号中「臨床検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」に改める。	加える。

平成二十年三月二十七日（号外第六十四号）公布厚生労働省告示第百二十七号（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式を定める件）
（原稿誤り）

五九		二	昭和五十一年厚生省令第三十六号	平成四年厚生省令第五号
----	--	---	-----------------	-------------

平成二十年三月二十七日（号外第六十四号）公布厚生労働省告示第百二十八号（要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合を定める件）
（原稿誤り）

六十五

下

四
終わりから一

区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及び区分番号C001―2に掲げる後期高齢者在宅療養口腔機能管理料に係る部分を除く。

区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料及びC008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料に係る部分に限る。

六六

上

一五

区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料及び区分番号C001―2に掲げる後期高齢者在宅療養口腔機能管理料に係る部分を除く。

区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料及びC008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料に係る部分に限る。

平成二十年三月二十七日（号外第六十四号）公布厚生労働省告示第二百二十九号（厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準を定める件）
（原稿誤り）

七二

上

八
終わりから

呼吸器専門医、消化器病専門医、消化器外科専門医（有限責任中間法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医又は産婦人科専門医

内科専門医、呼吸器専門医、消化器病専門医、小児科専門医、外科専門医、整形外科専門医、脳神経外科専門医、呼吸器外科専門医、小児外科専門医、皮膚科専門医、泌尿器科専門医、産婦人科専門医、眼科専門医又は耳鼻咽喉科専門医

下	上
二四	三 終わりから二
三例	二名以上配置 内科、呼吸器科、消化器科、外科、呼吸器外科又は産婦人科
五例	配置 内科、呼吸器科、消化器科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科又は耳鼻いんこう科